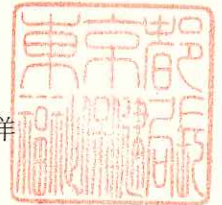


29 福保保疾第1611号
平成29年12月1日

一般社団法人日本透析医学会会長 殿

東京都福祉保健局長

梶原 洋



東京都腎臓移植組織適合性検査費助成事業実施要綱の
一部改正について（通知）

平素より、東京都の腎臓移植対策の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について下記のとおり東京都腎臓移植組織適合性検査費助成事業実施要綱（平成7年4月10日付6衛福特第1139号）を一部改正いたしましたので送付します。改正内容につきましては、別紙をご確認ください。

また、各地区医師会及び貴会会員様へ御周知いただき、同事業につきまして、御理解、御配慮くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 改正内容

- （1）助成対象として、先行的献腎移植（人工透析開始前の献腎移植）の希望を公益法人日本臓器移植ネットワークに登録する者を追加（平成30年1月1日以降検査実施分より対象）
- （2）申請様式の記載事項から、性別欄を削除

2 改正後全文及び新旧対照表

別紙1及び2のとおり

3 送付書類

別紙1 東京都腎臓移植組織適合性検査費助成事業実施要綱（改正後）

別紙2 新旧対照表

申請様式及び記載例、案内（改正後）

【担当】

東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課
献血移植対策担当 岩村、松田

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5320-4506（ダイヤルイン）

ファクシミリ 03-5388-1437

東京都腎臓移植組織適合性検査費助成事業実施要綱

平成 7 年 4 月 10 日付 6 衛福特第 1139 号

第 1 目 的

この要綱は、慢性腎不全の根治療法である腎移植を推進し、もって慢性腎不全患者の社会復帰に資するため、献腎移植を希望する者の組織適合性検査費を助成し、患者の負担軽減を図ることを目的とする。

第 2 助成対象者

次の 1 又は 2 に掲げる者とする。

- 1 都内に住所を有し、人工透析療法を受けている慢性腎不全患者で、献腎移植を希望するため、公益社団法人日本臓器移植ネットワークに移植希望の登録をする者
- 2 都内に住所を有する慢性腎不全患者で、献腎移植を希望するため、公益社団法人日本臓器移植ネットワークへの先行的献腎移植（透析療法開始前の献腎移植）希望の登録をする者

第 3 申請手続

助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、腎臓移植組織適合性検査費助成申請書（別記第 1 号様式）に、現在、人工透析療法を受けている透析施設（先行的献腎移植希望の登録にあっては、慢性腎不全に係る治療を受けている施設）の主治医の現症記載のある腎移植希望登録依頼書（別記第 2 号様式。以下「登録依頼書」という。）及び住民票を添付して知事に申請するものとする。

第 4 検査費助成の決定

知事は、前記第 3 の申請書を審査し、検査費の助成を行うことが適当と認めたときは、腎臓移植組織適合性検査費助成承認票（別記第 3 号様式。以下「助成承認票」という。）を申請者に交付し、承認しないときは、不承認決定通知書（別記第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

第 5 検査及び移植希望の登録

- 1 承認を受けた者が、組織適合性検査を受けようとするとき、又は受けた後は、助成承認票及び登録依頼書を、HLA 検査センター（以下「検査センター」という。）に提出するものとする。
- 2 検査センターは、組織適合性検査結果を、公益社団法人日本臓器移植ネットワークに登録するものとする。

第 6 助成の額

- 1 助成の額は、1 検体の組織適合性検査につき知事が別に定める額とする。
- 2 検査費用のうち助成額を超えた額については、被検査者が自己負担するものとする。

第 7 請 求

- 1 検査センターは、検査実施後、助成承認票に検査の終了を確認した旨の表示をした上、当該承認票を保管し、助成額の支払いを知事に請求（別記第 5 号様式）するもの

とする。

- 2 被検査者が、関東・甲信越ブロック内に所在地を持ち、かつ、東京都と契約を締結していない検査センターにおいて検査及び登録を行った場合には、被検査者は助成承認票の検査終了確認欄に記入されていることを確認した上、助成額の支払いを知事に請求（別記第6号様式）するものとする。

第8 支 払

知事は、前記第7の請求を受けたときは、内容を審査の上、検査センターあるいは被検査者に助成額を支払うものとする。

第9 その他

この要綱に定めるほか必要な事項は、東京都と検査センターの双方で協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月10日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、元衛福特第216号（平成元年7月1日衛生局長決定）による東京都腎臓移植組織適合検査費助成実施要綱は、廃止する。
- 3 平成7年3月31日以前において、前記に掲げる要綱により助成承認票を受けた者で、平成7年4月1日以降検査及び移植希望の登録を受ける者については、この要綱による助成承認票の交付を受けたものとみなす。

附 則（10衛福特第988号）

この要綱は、平成11年3月15日から施行し、平成9年10月16日から適用する。ただし、別記第1号様式の改正については、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日 14健サ疾第1号）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日 14健サ疾第1604号）

この要綱は、平成15年3月28日から施行する。

附 則（平成16年4月26日 16健サ疾第3号）

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成20年6月17日 20福保保疾第416号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日 29福保保疾第1211号）

- 1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。
- 2 要綱第2の2に掲げる者については、平成30年1月1日以降の検査実施分から適用する。

東京都腎臓移植組織適合性検査費助成事業実施要綱改正新旧対照表

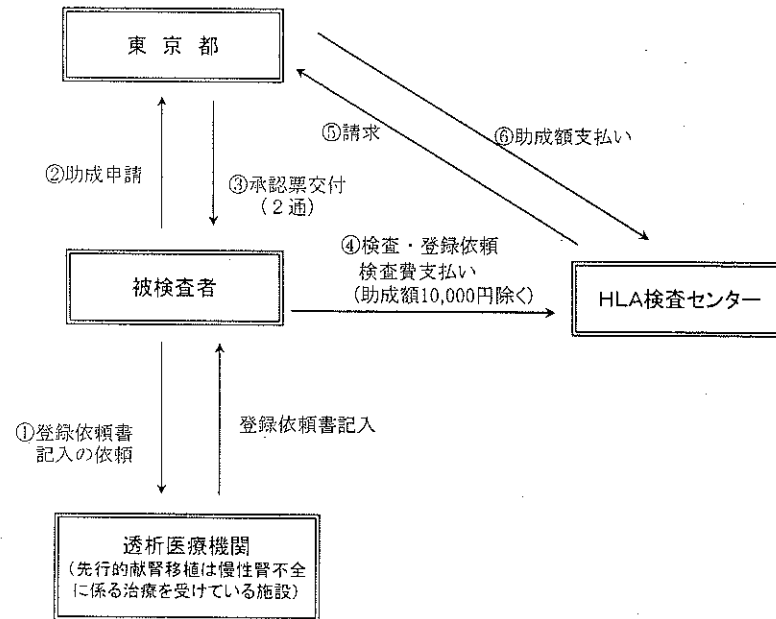
新	旧
第1 目 的 この要綱は、慢性腎不全の根治療法である腎移植を推進し、もって慢性腎不全患者の社会復帰に資するため、<u>献腎移植</u>を希望する者の組織適合性検査費を助成し、患者の負担軽減を図ることを目的とする。	第1 目 的 この要綱は、慢性腎不全の根治療法である腎移植を推進し、もって慢性腎不全患者の社会復帰に資するため、<u>死体腎移植</u>を希望する者の組織適合性検査費を助成し、患者の負担軽減を図ることを目的とする。
第2 助成対象者 (1) 都内に住所を有し、人工透析療法を受けている慢性腎不全患者で、<u>献腎移植</u>を希望するため、<u>公益社団法人日本臓器移植ネットワーク</u>に移植希望の登録をする者 (2) 都内に住所を有する慢性腎不全患者で、<u>献腎移植</u>を希望するため、<u>公益社団法人日本臓器移植ネットワーク</u>への先行的献腎移植(透析療法開始前の献腎移植) 希望の登録をする者	第2 助成対象者 都内に住所を有し、人工透析療法を受けている慢性腎不全患者で、<u>死体腎移植</u>を希望するため、<u>社団法人日本臓器移植ネットワーク</u>に移植希望の登録をする者とする。
第3 申請手続 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、腎臓移植組織適合性検査費助成申請書(別記第1号様式)に、現在、人工透析療法を受けている透析施設(<u>先行的献腎移植希望の登録</u>にあつては、<u>慢性腎不全に係る治療を受けている施設</u>)の主治医の現症記載のある腎移植希望登録依頼書(別記第2号様式。以下「登録依頼書」という。)及び住民票を添付して知事に申請するものとする。	第3 申請手続 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、腎臓移植組織適合性検査費助成申請書(別記第1号様式)に、現在、人工透析療法を受けている透析施設の主治医の現症記載のある腎移植希望登録依頼書(別記第2号様式。以下「登録依頼書」という。)及び住民票を添付して知事に申請するものとする。
第4 (現行のとおり)	第4 (略)
第5 検査及び移植希望の登録 1 (現行のとおり) 2 検査センターは、組織適合性検査結果を、<u>公益社団法人日本臓器移植ネットワーク</u>に登録するものとする。	第5 検査及び移植希望の登録 1 (略) 2 検査センターは、組織適合性検査結果を、<u>ブロックセンターを通じ社団法人日本臓器移植ネットワーク</u>に登録するものとする。

新	旧
第6から第9まで（現行のとおり） 附則から附則（平成20年6月17日 20 福保保疾第416号）まで （現行のとおり） <u>附 則（平成29年11月1日29福保保疾第1211号）</u> <u>1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。</u> <u>2 要綱第2の2に掲げる者については、平成30年1月1日以降の検査実施分から適用する。</u>	第6から第9まで（略） 附則から附則（平成20年6月17日 20 福保保疾第416号）まで （略）

HLA検査費助成方法

○東京都と協定を締結している検査センターの場合

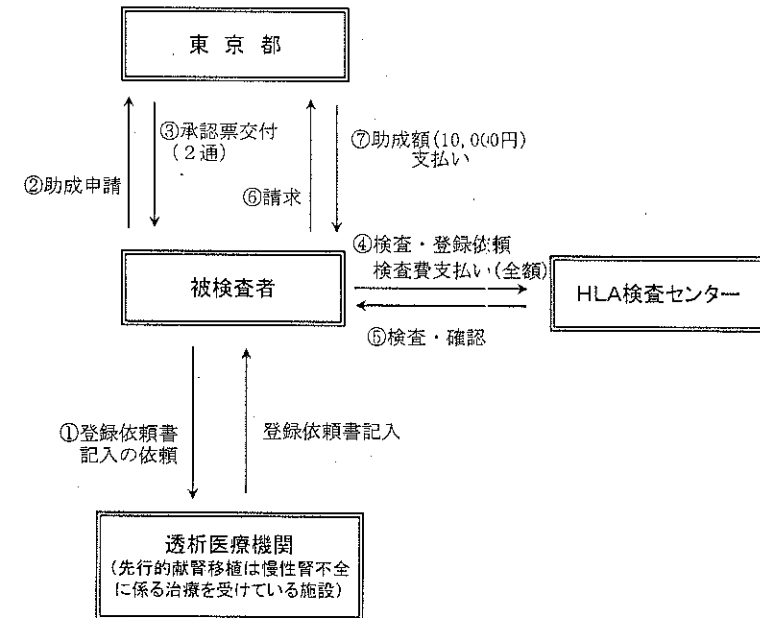
・国家公務員共済組合連合会虎の門病院 ・東京医科大学八王子医療センター
・東京女子医科大学病院 ・東邦大学医療センター大森病院



【手続の説明】

- ① 被検査者は、登録依頼書への記入を透析医(先行的献腎移植は、慢性腎不全に係る治療を受けている施設の主治医)に依頼する。医師は、登録依頼書の必要事項を記入する。
- ② 被検査者は、申請書及び登録依頼書に住民票を添えて、都へ検査費助成申請する。
- ③ 都は、検査費助成承認票(2通)及び登録依頼書を交付する。
- ④ 検査・登録依頼(被検査者は助成承認票(2通)と登録依頼書を検査センターへ提出)
被検査者は、検査料金のうち、助成額10,000円を差し引いた分を支払う。
なお、検査後に検査費助成承認を受けた者は、各検査センターにおいて既に支払済検査料金のうち、助成額10,000円の還付を受ける(還付方法は、各検査センターの任意とする。)
- ⑤ 各検査センターは、承認票(福祉保健局請求用)の検査終了確認欄に記入し、都へ検査費助成額を請求する(四半期毎)。承認票(センター提出用)及び登録依頼書は、検査センターで保管する。
- ⑥ 都は、請求書類を審査の上、各検査センターへ支払う。

○東京都と協定を締結していない検査センターの場合



【手続の説明】

- ① 被検査者は、登録依頼書への記入を透析医(先行的献腎移植は、慢性腎不全に係る治療を受けている施設の主治医)に依頼する。医師は、登録依頼書の必要事項を記入する。
- ② 被検査者は、申請書及び登録依頼書に住民票を添えて、都へ検査費助成申請をする。
- ③ 都は、検査費助成承認票(2通)及び登録依頼書を交付する。
- ④ 検査・登録依頼(被検査者は、助成承認票(2通)と登録依頼書を検査センターへ提出)
被検査者は、検査料金を全額支払う。
- ⑤ 各検査センターは、承認票(福祉保健局請求用)の検査終了確認欄に記入し、被検査者へ渡す。
承認票(センター提出用)及び登録依頼書は、各検査センターで保管する。
- ⑥ 被検査者は、請求書に承認票(福祉保健局請求用)及び口座振替依頼書を添えて都へ検査費助成額を請求する。
- ⑦ 都は、請求書類を審査の上、助成額10,000円を被検査者に支払う。